

## はしがき

本報告書は、当研究所の平成 29～31 年度外務省外交・安全保障調査研究事業「安全保障政策のボトムアップレビュー」の一環として実施したロシア研究会「ポスト・プーチンのロシアの展望」の 3 か年にわたる研究成果を取りまとめたものです。

本研究プロジェクトを終えようとする現在、プーチン体制の今後に大きな影響をもたらさうる変革が行われようとしています。2020 年 1 月 15 日、プーチン大統領は年次教書演説の中で憲法改正を提起しました。その後の議会での改正法案の審議の中で、大統領任期を 2 期に限るなどといった大統領権限の一部見直し、上下両院の権限の強化、憲法裁判所の役割の拡大、大統領の諮問機関である国家評議会の憲法への明記、など三権のバランスにかかわる重大な改正が盛り込まれてゆきました。また、現職大統領には上記の任期制限を適用しないといった特例も盛り込まれ、プーチン大統領の 4 期目の任期満了を迎える 2024 年以後を見据えた動きが急展開しております。その他にも、今後のロシアの外交政策や国際関係にも影響しうる、国家主権の強化を目的としたロシア憲法の国際法に対する優越性、クリミア併合の恒久化を念頭に置いた領土割譲の禁止といった規定なども憲法改正法に盛り込まれました。こうした規定が北方領土問題を抱えるわが国との関係においても影響を及ぼさないとは限りません。今回の憲法改正は、プーチン体制の今後のあり様に重大な変化をもたらすだけでなく、日ロ関係の今後にも多大なる影響を及ぼさうるという点で注目すべき出来事であり、多面的かつ冷静に分析することが必要でしょう。

以上のような問題関心を踏まえ、本研究会では政治・経済・安全保障の面からプーチン体制のロシアの全体像をとらえるとともに、ロシアの対外政策の方向性を検討することを試みました。本報告書には委員諸氏の専門的知見と議論の積み重ねが反映されております。

なお、ここに表明されている見解はすべて個人のものであり、当研究所の意見を代表するものではありません。今回の研究成果が、領土問題を解決し包括的な関係発展を目指す我が国の対ロシア外交にとって有益な視座を与えるものとなることを期待します。最後に、本研究に真摯に取り組まれ、報告書の作成にご尽力いただいた執筆者各位、並びにその過程でご協力いただいた関係各位に対し、改めて深甚なる謝意を表します。

令和 2 年 3 月

公益財団法人 日本国際問題研究所  
理事長 佐々江 賢一郎